

広島県告示第八百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年九月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町溝口六〇三番一地从先から東広島市高屋町溝口四二一番九地先まで	平成十九年八月二十七日